

今年は申告会場が 1 カ所

平成 25 年分所得税の確定申告

平成 25 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談、
申告書の提出は、下の日程をご確認ください。課税課
☎ 055-948-2918

確定申告前に申告書の提出ができる

2月6日(木)～13日(木)

所得税の還付申告相談会

三島税務署および市では、還付申告者（＊）を対象に、
確定申告期間前に還付申告相談会を実施します。相談対
象となる人は、確定申告期間前でも申告書の記載・提出
ができますので、ご活用ください。※昨年の確定申告書と見比べるなどして、資料を整えて
からお越しください。三島税務署出張相談会日程
(三島税務署主催)

と き	ところ
2月6日(木) 9:30～11:00	市役所大仁庁舎
7日(金) 13:00～16:00	2階第1会議室

市役所職員による相談会日程

と き	ところ
2月10日(月) 9:00～11:00	市役所大仁庁舎
12日(水) 13:00～16:00	2階第1会議室
13日(木)	

※来場者の人数などによっては、予定時間よりも早く受
け付けを終了する場合があります。

持ち物 必ず用意してください。

- ・平成 25 年分の給与所得の源泉徴収票または
公的年金の源泉徴収票
- ・控除を受けるための各種資料（証明書・領収書など）
- ・還付を受ける金融機関の口座番号がわかるもの（本人
名義の口座）印鑑、筆記用具、計算機など
- ※配偶者特別控除を受ける場合は、配偶者の所
得がわかるものが必要です。

※対象となる人

(注) 事業所得は対象外です。

- ・給与所得者で、医療費控除、住宅借入金等特
別控除、雑損控除を受ける人
- ・給与所得者で、年の途中で退職して年末調整
をしていない人
- ・給与と年金収入、または年金収入のみの人



公的年金などを受給している人

公的年金などの収入金額の合計額が 400 万円以下で、かつ、公的年金
などに係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下である場合には、所得税
および復興特別所得税の確定申告をする義務は不要となりました。ただし、
還付を受けるためには確定申告書の提出が必要です。また、確定申告は不
要であっても住民税の申告をすることで控除が受けられる場合があります。
ご不明な点はお問い合わせください。

市が開催する確定申告相談会

とき／2月14日(金)～3月17日(月)

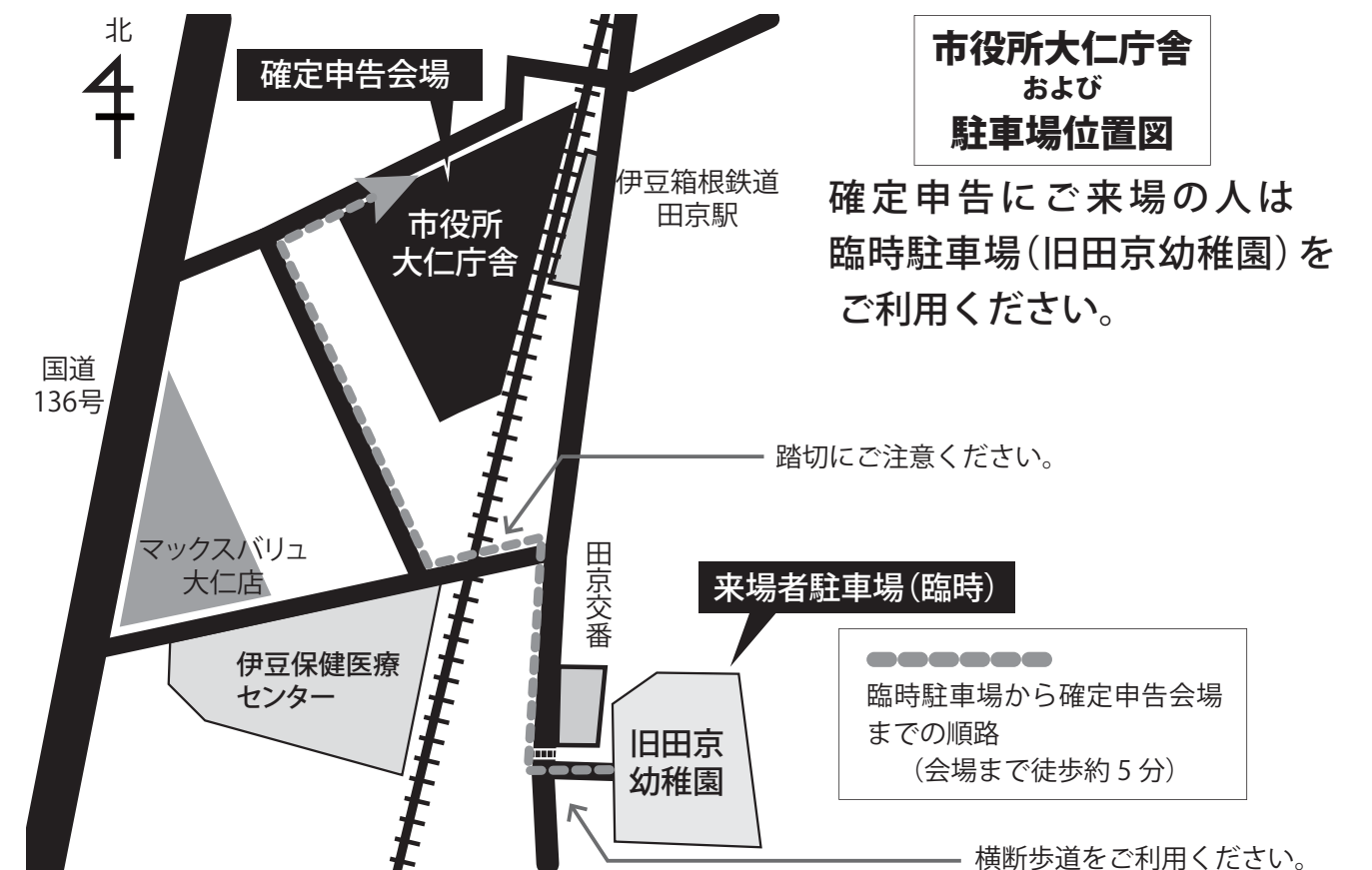
※期間中、土曜日、日曜日を除く。

午前の部／9:00～11:00

午後の部／13:00～16:00

※来場者の人数などによっては、予定時間よ
りも早く受け付けを終了する場合があ
ります。市役所では、青色申告、譲渡所得、贈
与税、消費税の申告相談は行っていませ
ん。三島税務署で開催する確定申告相談会
で申告相談をしてください。
詳しくは、13 ページをご覧ください。ご注意ください。
今年は申告会場が 1 カ所です。ところ／市役所大仁庁舎
2階第1会議室伊豆長岡庁舎、菰山庁舎、菰山福祉・保健
センターでは行いません。

※なるべく公共交通機関でお越しください。

市役所大仁庁舎
および
駐車場位置図確定申告にご来場の方は
臨時駐車場(旧田京幼稚園)を
ご利用ください。

踏切にご注意ください。

来場者駐車場(臨時)

臨時駐車場から確定申告会場
までの順路
(会場まで徒歩約 5 分)

横断歩道をご利用ください。

所得税の確定申告、 市・県民税の申告における各種控除

- ：所得控除…所得金額から控除
▲：税額控除…所得税額から控除

各種控除についての詳しい内容、計算式、持ち物などについては、国税庁ホームページ
または市ホームページをご覧ください。ご不明な点はお問い合わせください。

課税課
☎ 055-948-2918

●寡婦控除

女性の納税者が所得税法上の寡婦に当てはまる場合に受けられる所得控除です。

＜寡婦の範囲＞①または②に該当する人

①夫と死別し、または夫と離婚した後婚姻していない人、もしくは夫の生死が明らかでない人のうち一定の人で、扶養親族またはその年分の総所得金額などが 38 万円以下の生計を共にする子を有すること。

②夫と死別した後婚姻していない人、もしくは夫の生死が明らかでない人のうち一定の人で、合計所得金額が 500 万円以下である人。

【寡婦控除の特例】

夫と死別し、または夫と離婚した後婚姻していない人で、扶養親族である子を有し、かつ、合計所得金額が 500 万円以下である寡婦の場合に適用されます。

▲住宅借入金等特別控除 (住宅ローン控除)

居住者が住宅ローンなどを利用してマイホームの新築、取得または増改築など（以下「取得など」といいます。）をした場合で、一定の要件を満たすときは、その取得などに係る住宅ローンなどの年末残高の合計額などを基として計算した金額を、居住の用に供した年分以後の各年分の所得税額から控除する「住宅借入金等特別控除」、または「特定増改築等住宅借入金等特別控除」の適用を受けることができます。

※住宅ローンなどを利用しない場合であっても、居住者が既存住宅について一定の要件を満たす住宅耐震改修をしたとき、バリアフリー改修工事、または省エネ改修工事をしたとき、もしくは認定住宅の新築などをしたときは、それぞれの規定により定められた金額を、その年分の所得税額から控除する「住宅耐震改修特別控除」、「住宅特定改修特別税額控除」および「認定（長期優良）住宅新築等特別税額控除」の適用を受けることができます。

●寡夫控除

男性の納税者が所得税法上の寡夫に当てはまる場合に受けられる所得控除です。

＜寡夫の範囲＞

妻と死別、または妻と離婚した後婚姻していない人、もしくは妻の生死が明らかでない人のうち一定の人で、合計所得金額が 500 万円以下、かつ、その年分の総所得金額等が 38 万円以下の生計を一にする子を扶養親族としていること。

●雑損控除

災害、または盗難、もしくは横領によって、資産について損害を受けた場合などには、一定の金額の所得控除を受けることができます。

●基礎控除

基礎控除の額として、一律に差し引くことができます。所得税の場合 38 万円、住民税の場合 33 万円です。

▲住宅耐震改修特別控除

居住者が、平成 18 年 4 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までの間に、自己の居住の用に供する家屋（昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたものに限ります。）について住宅耐震改修をした場合には、一定の金額を、その年分の所得税額から控除するものです。

▲配当控除

配当所得があるときには、一定の金額の税額控除を受けることができます。

寄附金控除・寄附金税額控除

納税者が国や地方公共団体、特定公益増進法人などに対し、「特定寄附金」を支出した場合には、所得控除を受けることができます。これを寄附金控除といいます。なお、政治活動に関する寄附金、認定 NPO 法人などに対する寄附金および公益社団法人などに対する寄附金のうち一定のものについては、所得控除に代えて、税額控除を選択することができます。

●医療費控除

自己、または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。

●生命保険料控除

納税者が一定の生命保険料、介護医療保険料および個人年金保険料を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。

●地震保険料控除

納税者が、特定の損害保険契約などに係る地震など損害部分の保険料や掛金を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。

●配偶者控除

納税者に所得税法上の控除対象配偶者がいる場合には、一定の金額の所得控除が受けられます。控除対象配偶者とは、その年の 12 月 31 日の現況で、次の 4 つの要件のすべてに当てはまる人です。

- ①民法の規定による配偶者であること（内縁関係の人は該当しません）。
- ②納税者と生計を一にしていること。
- ③年間の合計所得金額が 38 万円以下であること。
- ④青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていないこと、または白色申告者の事業専従者でないこと。

●障害者控除

納税者自身、または控除対象配偶者や扶養親族が、所得税法上の障害者に当てはまる場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。※障害者控除は、扶養控除の適用がない 16 歳未満の扶養親族を有する場合においても適用されます。

●社会保険料控除

納税者が自己、または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合、または給与から控除される場合などに受けられる所得控除です。

控除できる金額は、その年に実際に支払った金額や給与、公的年金から差し引かれた金額の全額です。

●小規模企業共済等掛金控除

納税者が小規模企業共済法に規定する共済契約の掛金、確定拠出年金法に規定する個人型年金の加入者掛金および心身障害者扶養共済制度の掛金を支払った場合に受けられる所得控除です。

●扶養控除

納税者に所得税法上の控除対象扶養親族となる人がいる場合には、一定の金額の所得控除が受けられます。控除対象扶養親族とは、扶養親族のうち、その年の 12 月 31 日現在の年齢が 16 歳以上の人をいいます。

※ 16 歳未満の扶養親族であっても、住民税上の措置を受けられる場合があります。

●配偶者特別控除

配偶者に 38 万円を超える所得があるため配偶者控除の適用が受けられないときでも、配偶者の所得金額に応じて、一定の金額の所得控除が受けられる場合があります。

※配偶者特別控除は夫婦の間で互いに受けることはできません。

●勤労学生控除

納税者が所得税法上の勤労学生に当てはまる場合に受けられる所得控除です。

三島税務署の申告相談会

三島税務署で開催する確定申告では、青色申告、譲渡所得、贈与税、消費税の申告・相談を行っています。市役所では受け付けできませんのでご注意ください。

☎ 三島税務署
☎ 055-987-6711

三島税務署が開催する申告相談会【所得税・贈与税・消費税・地方消費税】

と き／**2月14日(金)～3月17日(月)**
※期間中、土曜日、日曜日を除く。
9：00～17：00
※来場者の人数によっては、予定時間より早く受け付けを終了する場合があります。
16時までにお越しください。

ところ／**三島商工会議所1階TMOホール**
※三島税務署には確定申告会場を設けていませんのでご了承ください。
※三島商工会議所の駐車場は有料です。なるべく公共交通機関をご利用ください。
(市営中央駐車場をご利用の場合は、駐車券を持参すれば無料になります)

申告に必要な書類

税務署からのお知らせハガキ、または確定申告書が送付されている場合はご持参ください。

- ・収支内訳書、青色申告決算書
- ・昨年の確定申告書、収支内訳書の控え
- ・源泉徴収票（給与、配当、公的年金など）
- ・控除証明書（社会保険料、生命保険料、地震保険料）
- ・金融機関の預貯金口座のわかるもの
- ・印鑑、筆記用具、電卓

所得税及び復興特別所得税

平成 25 年分から平成 49 年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税を申告・納付することとされています。復興特別所得税は各年分の基準所得税額に 2.1% の税率を乗じて計算します。

※昨年の確定申告書、収支内訳書の控えなどをお持ちください。申告相談に時間がかかったり、申告を受け付けできない場合があります。

1月6日(月)～

確定申告書をパソコンで作成するときは

国税庁ホームページの『確定申告等作成コーナー』は、画面の案内に従って金額などを入力することにより、所得税および消費税の確定申告書、並びに贈与税の申告書などを作成できます。作成したデータは、印刷して書面で提出できるほか、『e-Tax』を利用して提出することができます。

※ e-Tax を利用する場合は、事前の登録などが必要です。

■国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>（確定申告特集）

国税庁ホームページ内の『タックスアンサー』には、よくある質問と回答を税金の種類ごとに掲載しています。ご利用ください。

確定申告テレフォンセンター

申告期間中、所得税・消費税の確定申告、贈与税の申告に関する相談を受け付けます。

☎ 三島税務署 ☎ 055-987-6711

- ▶確定申告に関する相談 →自動音声に従い「0」を選択
- ▶国税に関する一般的な相談⇒自動音声に従い「1」を選択
- ▶三島税務署への問合せ →自動音声に従い「2」を選択

※「0」は1月6日(月)～3月17日(月)まで利用できます。

この期間以外で、確定申告に関する相談は「1」を押してください。

税務職員を装った 不審な電話にご注意ください

国税局や税務署職員を名乗ってアンケートや年金受給調査などと言い、年齢や家族構成、年金の受給状況、預金残高、口座情報などを聞き出そうとする事例が増えています。不審な電話がかかってきたら、すぐには回答せず、①所属部署、②名前、③電話番号を確認した後、一度電話を切り、三島税務署総務課にお問い合わせください。

要介護認定者等の障害者控除と おむつ代の医療費控除

☎ 高齢者支援課
☎ 0558-76-8009

要介護認定者の障害者控除

精神、または身体に障害のある 65 歳以上の人で、市から介護保険法の要介護認定を受けている場合、「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることにより、所得税や市・県民税の障害者控除を受けられる場合があります。(要介護 1～3 で身体上の障害の見られない人や要支援 1・2 の人は対象外です。)

※要介護認定の状況により、障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。障害の認定は、平成 25 年 12 月 31 日現在の要介護認定状況によります。なお、対象者が年の途中で亡くなっている場合には、亡くなられた時の状況によります。

控除を受けるには：

所得税の確定申告、または市・県民税の申告で「障害者控除対象者認定書」を提示してください。



認定書の交付申請：

窓 口 高齢者支援課(大仁庁舎)、各庁舎市民課
持ち物 申請者本人を確認できる書類および印鑑をお持ちください。(申請者が本人、またはその同一世帯で生計を一にする親族以外の場合は、委任状が必要です。)

期 間 2月3日(月)～3月17日(月)まで
※上記期間以外が高齢者支援課のみで発行します。



認定書の交付申請：

窓 口 高齢者支援課(大仁支所)
※各庁舎市民課では行いません。
持ち物 申請者本人を確認できる書類および印鑑をお持ちください。(申請者が本人、またはその同一世帯で生計を一にする親族以外の場合は、委任状が必要です。)

※申請いただいても、認定時の主治医意見書の記載状況により、確認書を発行できないことがあります。希望する人は、あらかじめご相談ください。

おむつ代の医療費控除

おむつ代が医療費控除として認められるには、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。ただし、介護保険の要介護認定者で、おむつ代の医療費控除を受けるのが 2 年目以降である場合には、市が発行する「おむつ代医療費控除用医師意見書確認書」があれば医療費控除の対象として認められます。

※介護認定に係る主治医意見書に寝たきり状態にあることおよび尿失禁の可能性がある場合などの記載があることが条件です。

控除を受けるには：

確定申告、または市・県民税の申告の際に、おむつ購入代の領収書と医師が発行した「おむつ使用証明書」、または市が発行した「おむつ代医療費控除用医師意見書確認書」を一緒に提出してください。